

◆消費税の円滑かつ適正な転嫁について

ご高承のとおり、来年4月から消費税率が8%に引き上げられることとなりました。

これに伴い、本年10月1日付で消費税転嫁対策特別措置法（「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」）が施行され、同2日付で経済産業省に消費税転嫁対策室が設置されました。

<http://www.meti.go.jp/press/2013/10/20131002004/20131002004.html>

消費税転嫁対策室に関する現段階で公表されているパンフレットやガイドライン等につきましては、以下の資料をご覧ください。

① 事業者向けパンフレット「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために」

<http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/pamphlet.files/pamphlet.pdf>

② リーフレット「消費税転嫁対策特別措置法が成立しました」

<http://www.cao.go.jp/tenkataisaku/pdf/sotigaiyou.pdf>

③ 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法及びガイドラインについて

<http://www.cao.go.jp/tenkataisaku/pdf/houritugl.pdf>

④ 経済産業省の相談窓口

消費税転嫁対策室連絡先（経済産業省及び各地方経済産業局等）

経済産業省 消費税転嫁対策室	東京都千代田区霞が関1丁目3番1号 【経済産業省所管業種相談窓口】電話：03-3501-5683 【中小企業庁相談窓口】電話：03-3501-1502 03-3501-1503
-------------------	---

北海道経済産業局 消費税転嫁対策室	北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎内 電話:011-728-4361
東北経済産業局 消費税転嫁対策室	宮城県仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎内 電話:022-217-0411
関東経済産業局 消費税転嫁対策室	埼玉県さいたま市北区植竹町1丁目155番1号 電話:048-783-3570
	埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館内 電話:048-600-0288
中部経済産業局 消費税転嫁対策室	愛知県名古屋市中村区名駅南4丁目1番22号 旧名古屋税関出張所内 電話:052-589-0170
近畿経済産業局 消費税転嫁対策室	大阪府大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎1号館内 電話:06-6966-6038
中国経済産業局 消費税転嫁対策室	広島県広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館内 電話:082-205-5337
四国経済産業局 消費税転嫁対策室	香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎内 電話:087-811-8564
九州経済産業局 消費税転嫁対策室	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎内 電話:092-482-5590
沖縄総合事務局 経済産業部 消費税転嫁対策室	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎内 電話:098-866-0035

メールでのご相談アドレス：chusho-tenkataisaku@meti.go.jp

下請かけこみ寺・消費税転嫁対策相談専用フリーダイヤル：0120-300-217

⑤ 消費税価格転嫁等総合センター

平成 25 年 10 月 1 日
内閣府消費税価格転嫁等相談対応準備室

消費税価格転嫁等総合相談センターの開設について（お知らせ）

1. 平成 25 年 10 月 2 日から、消費税の価格転嫁等に関する政府共通の相談窓口として、消費税価格転嫁等総合相談センターを開設します。

電話又はメールにて相談を受け付けます。

【電話】

専用ダイヤル 0570-200-123

【受付時間】 平日 9:00～17:00（平成 26 年 3 月、4 月は土曜日も受付）

※ 通話料金はお住まいの地域に応じて以下の料金がかかります。なお、実際にかかる金額は音声ガイダンスで御案内しております。

- 固定電話からは 8.5円～80円/3分間
- 携帯電話からは 90円/3分間
- 公衆電話からは 30円～220円/3分間

【メール】 HP 上の専用フォームを御利用下さい。

URL <http://www.tenkasoudan.go.jp>（24 時間受付）

2. 総合相談センターでは、次のような相談を受け付けます。

- 転嫁に関する問合せ
- 広告・宣伝に関する問合せ
- 消費税の総額表示に関する問合せ
- 便乗値上げに関する問合せ

3. 総合相談センターでは、上記の相談に関して、法令等の考え方を回答するほか転嫁拒否など消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある行為については、相談者の御意向により、センターから担当省庁へ通知します。

本件に対する問合せ先
内閣府消費税価格転嫁等相談対応準備室
03-3539-2610

※ ご参考として、法令・ガイドライン・パンフレット等が掲載されております「内閣府消費
税価格転嫁等対策」のページもお知らせいたします。

<http://www.cao.go.jp/tenkataisaku/index.html>

◆セーフティーネット保証第5号の指定業種について

セーフティーネット保証第5号の指定業種（中小企業信用保険法第2条第4項第5号の指定
業種）につきまして、日本標準産業分類1117(ねん糸製造業)並びに1118(かさ高加工糸製造業)
が本年12月31日まで指定を受けましたので、引き続きご利用いただけます。

詳細につきましては、<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2013/1309055gou.htm>をご参照下
さい。

◆「JFW JAPAN CREATON 2014」について

来る11月20日(水)～21日(木)、東京国際フォーラムにおいて「JFW JAPAN CREATION
2014」が開催されます。当会傘下の組合員有志が「JYTねん糸グループ」として参加・出展い
たします。

出展企業：岩本繊維(株)、金田繊維合資会社、藤田織物(株)、古市(株)、山甚撚糸(株)、
マルイテキスタイル(株)、広部撚糸(有)、渡辺繊維(株) 「以上福井県8社」

伊高撚糸(株)、(株)ビエント 「以上愛知県2社」

詳細は、<http://www.japancreation.com/2014/overview.html>をご覧ください。